

令和8年度千葉市ネットパトロール業務委託仕様書

1 事業・委託業務名

令和8年度千葉市ネットパトロール業務委託

2 業務の目的

青少年がインターネットを通じて犯罪被害に遭わないよう、また、ネットトラブルの加害者及び被害者にならないよう、ネットパトロールを実施する。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 各種SNS及び各種WEBサイト等における投稿内容（文言・画像・動画等）の調査

ア 調査対象校

千葉市内の学校 計：173校（予定）

【市立小学校108校、国立小学校1校、
市立中学校53校、市立中等教育学校1校、
国立中学校1校、県立中学校1校、私立中学校3校、
市立高等学校2校、市立特別支援学校3校】

イ 調査範囲

以下における投稿内容

- ・各種SNS（X、Instagram、TikTok 等）
- ・YouTube
- ・学校に係る裏サイトや掲示板
- ・その他のWEBサイト

ウ 調査頻度

調査対象校について、毎月1回以上の巡回パトロール

エ 調査方法

- ・投稿確認・更新確認を行う。
- ・調査対象校の学校名及び学校名の略称、不適切な用語及びそれらの略語（隠語、ネットスラング等含む）等について、検索・調査を行う。
- ・該当する投稿が発見された場合、目視で内容を確認する。
- ・該当する投稿が発見された場合、そのアカウントによる過去1年間の投稿についても確認し、報告をする。

オ 調査後の報告

- ・ [別紙1] 「千葉市リスクレベル判断基準（2026 改定）」のレベル1～3の投稿が発見された場合、「千葉市リスクレベル判断基準」の分類に従って「業務報告書」を作成し、レベルに応じて [表1] に従って市へ報告する。「業務報告書」は、「学校名、学年、性別、アカウント、サイト名、URL、投稿内容等」と「具体的根拠となる画像及び動画の画像（スクリーンショット可）」を添付し、どのようなリスクが潜在するか等を可能な限り詳細に記載する。「業務報告書」の様式については、[別紙2] 「業務報告書（例）」を基に、市と調整の上決定する。
- ・ レベル外の投稿については、「発見日、投稿日、学校名、学年、性別、氏名またはアカウント名、サイト名、投稿内容等、URL、生徒・学校名を判断した理由」を記載した一覧を作成する。
- ・ 提出された報告のレベルについては市が検討し、見直しが必要と判断した場合は、受託者と市が協議し、レベルを変更することができる。
- ・ 受託者は、前月1か月分の報告について、一覧表を作成し、毎月10日までに電子データで市に提出する。
- ・ 3月の調査実施後は、3月分と1年間の調査結果を取りまとめた報告書を4月10日までに電子データで市に提出する。

[表1]

リスクレベル	リスクのある投稿が発見された場合の対応
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急性が高い内容であるため、直ちに市担当者の緊急連絡先へ報告し、その後、業務報告書を提出する。 (直接、受託者から警察・学校等へ通報は行わない。) ・ 発見より1か月間、毎日監視を行う。 (状況や内容より監視期間を延長する) ・ 新たな投稿があれば、その都度、市へ報告する。
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発見日から起算して週休日を除き2日以内に市へ業務報告書を提出する。 ・ 発見より1か月間、毎日監視を行う。 (状況や内容により監視期間を延長する) ・ 新たな投稿があれば、その都度、市へ報告する。
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日曜～土曜の1週間で発見された投稿について、翌週火曜までに業務報告書を提出する。

カ 削除支援

- ・投稿等の削除が必要と判断される場合には、受託者は第三者の立場からサイト管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除が実行されたかどうかについて確認し、市に報告する（但し、法律事務を除く）。
- ・受託者はあくまで投稿者または被投稿者である学校や児童生徒（以下、「当事者」という。）とは無関係の第三者の立場から、削除依頼の要否を判断し、実行するものであり、当事者の代理あるいは代行をするものではない。

キ 個別調査

- ・個人及び学校や団体等に関する事件や事故、リスクレベルに応じた事案等の問題が発生した場合は、市の求めに応じて個別調査を行う。調査期間は、市の求めに応じて定める（概ね1か月程度）。
- ・個別調査に関しては、必ず市の担当者に連絡し、電子データにより速やかに報告する。調査報告書様式については、市と調整の上決定する。

ク 調査に必要な情報の提供について

市は受託者に対し、本調査に必要と想定される以下の情報を提供する。

- (ア) 担当者名、報告先メールアドレス、電話番号、FAX番号、緊急連絡先（電話番号、メールアドレス）
- (イ) 調査対象校一覧
- (ウ) 調査対象校の既知の略称・通称
- (エ) その他（協議により決定する）

(2) 学校支援業務

市の求めに応じて、市内各地域の学校長や生徒指導担当者を対象とした連絡会議や青少年サポートセンター所員会等において、ネットパトロール事例やデジタルシティズンシップ等を図る研修会の講師を務める（年5回程度）。

5 履行場所

(1) 各種SNS及び各種WEBサイト等における投稿内容の調査

受託者の定める場所とする。ただし、受託者は、ISO/IEC 27001もしくはJISQ 27001に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得している者であること。また、その登録範囲に委託業務を担当する組織（作業場所）が含まれていること。

(2) 学校支援業務

市が指定する場所（研修実施場所までの交通費等の支給はしない。）

6 「各種SNS及び各種WEBサイト等における投稿内容の調査」業務を実施するための体制

(1) 監視員の配置

受託者は業務を遂行するにあたり、監視員を配置する。

(2) 監視業務責任者

受託者は受託業務を円滑に運営するため、監視業務責任者を配置する。また、監視業務責任者は、調査内容及び業務報告書等における連絡・調整役を担う（別途担当者を配置することも可）。なお、各種SNS及び各種WEBサイト等への問題ある投稿内容の検索・監視等業務に従事する経験がある者が望ましい。

(3) 監視業務責任者の業務

監視業務責任者は、市への月毎報告及び随時報告を行うほか、監視員に対する指導を行う。また、緊急の対応を要する投稿内容を発見した場合等については、組織内での支援体制や市への連絡体制を確保するなど、業務の円滑な執行管理を行う。

(4) 監視業務責任者及び監視員名簿の提出

受託者は本業務開始日時までに監視業務責任者及び監視員の名簿および連絡先（電話番号やメールアドレス等）を市に提出する。

受託者は、監視業務責任者又は監視員名簿の変更を行う必要が生じた場合には、事前にその内容を提出する。

7 委託料の支払い

月払いとする。

8 その他

- (1) 受託者はこの仕様書に従い、委託業務履行に関する法令を遵守して当該業務を行う。
- (2) 業務の実施にあたり、市が不適當であると認める事項については、受託者は直ちに業務改善の措置を講じる。また、市が業務実施に支障があると判断した場合は受託者に対して研修講師等の変更を求める場合がある。
- (3) 業務履行中に受託者の故意または過失により問題となる事件・事故等が発生した場合は、受託者は速やかにその内容を書面にまとめ、市に報告するとともに、受託者の責任において対処する。
- (4) 業務実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の策を講じる。
- (5) 仕様書に定めのないことについては、双方で協議し円滑に対処する。なお、変更があった場合は変更契約を結ぶ。

9 発注課

千葉県子ども未来局子ども未来部健全育成課青少年サポートセンター

千葉県千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館本館7階

TEL：043-245-3700

FAX：043-237-0316

E-mail：seishonensupport.CFC@city.chiba.lg.jp

〔別紙1〕 千葉市リスクレベル判断基準（2026年度 改定）

リスクレベル	レベル3 = 要削除	レベル2 = 要確認 (随時報告)	レベル1 = 要確認
分類	(発見次第メールと電話で報告)	(発見次第メールで報告)	(レベル1であっても投稿内容によっては発見次第、報告する)
いじめ 中傷表現		いじめに関する記述 生徒を特定しての誹謗中傷 性体験の暴露	生徒を特定できない誹謗中傷 芸能・スポーツ活動等で有名な児童・生徒に関する中傷
不法行為		不法行為その他 援助交際の呼びかけの記述 飲酒の記述 喫煙の記述 ギャンブルに関する記述 生徒による盗撮行為	
トラブル	自殺行為 自傷行為に関する記述 (現在進行形、または生死に関わる) (要削除) 犯行予告	自傷行為に関する記述 (過去の告白) 自殺願望に関する記述 生徒の犯罪被害に関する記述 不健全な出会いを求める記述 家出に関する記述	
生徒指導		メールアドレスの記載 電話番号の記載 詳細な住所の記載 個人が特定できる児童・生徒の写真の掲載(2名以上、またはアカウントの持ち主以外の児童・生徒の写真の場合) 児童・生徒の動画の掲載(2名以上、またはアカウントの持ち主以外の生徒の動画の場合) 性的表現	学校生活に起因する悩みの記述 学校生活以外に関する悩みの記述 不登校に関する記述 授業中の不適切な行為に関する記述 ネットを発端とした出会いの記述 親族のハラスメントに関する記述 深夜徘徊に関する記述 年齢指定のあるコンテンツに関する記述 個人が特定できる児童・生徒の写真の掲載(1名の場合) 個人が特定できる児童・生徒の動画の掲載(1名の場合) 個人的な物品売買の記述 個人的な物品交換に関する記述 不適切な画像及び動画の投稿 不適切な発言の投稿 不適切な行動の投稿 リツイート 第三者の不適切な投稿のリツイート 生徒指導その他
個人情報			制服を着ている写真及び動画の掲載 位置情報の記載 フルネームの記載 IDの記載 メールアドレスの記載(公式活動用) 電話番号の記載(公式活動用) 在校生とわかる X や Instagram 等の SNS アカウント (個人が推定できるもの)
学校・ 教職員関係			先生を特定しての誹謗中傷 学校を特定しての誹謗中傷 先生を特定できない誹謗中傷 生徒・学校関係者に対する不適切な投稿 教師のハラスメントに関する記述 教師に対するハラスメントの記述 過去の事件・事故に関する記載 生徒・学校関係者の事件事故に関する記載 保護者・親族の不適切な行為・言動に関する記述 制服売買に関する記述 学校からの依頼に関する記述

リスクレベル	投稿No	リスク項目	学校名	投稿者情報			発見日	投稿日
				学年 (発見時)	性別	投稿者氏名		
レベル1	999	生徒指導	千葉市立〇〇〇学校	中1	女性	chibako	2025/6/3	2025/6/3
アカウントID		サイト名		リスク理由				
__XXXX.yy		Instagram		個人が特定できる児童・生徒の写真の掲載(1名の場合)※具体的なリスク複数の場				
投稿用URL								
https://www.instagram.com/_XXXX.y.y								
①投稿内容					③特定根拠画像			
__XXXX.yy 投稿0件 フォロワー145人 フォロー中133人 chibako 〇〇j h 1 - 7								
②対象スクリーンショット画像								
④その他の説明								
(生徒・学校を判断した理由) 「〇〇j h」の記載から学校名を判断。顔写真が記載されていた。 氏名の一部と思われる記載がある。 (今後心配されるリスク) 複数名で撮影された写真のため、自分だけの顔写真を載せた場合よりも個人が特定されるリスクが低いともいえますが、友人も写っているため、写真が拡散されれば、自分以外にも問題が起こる可能性があるということを理解させる必要があります。□ □ (その他特記事項) 顔写真が記載されていた。「@ [redacted] 」のメンションから本アカウントに遷移することから、右側の人物が投稿者と思われる。								